

# 健康診断書類等の作成に係る留意点

2021年6月

独立行政法人国際交流基金（JF）

アジアセンター

日本語パートナーズ派遣事業では、応募者の健康に関する適性について、派遣先国、地域の状況等を考慮したうえで、総合的に判断し選考を行います。渡航判定では、現在の新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、派遣先の状況の急変等による現地の医療体制の逼迫、医療機関へのアクセス困難等の可能性も十分に踏まえたうえで、派遣される皆様の健康と安全を第一に考え、渡航判定の専門機関が健康上安全に派遣できるかの判定を行います。

提出書類の作成に当たっては、「健康診断個人票」を医療機関に持参のうえ、受診してください。また、「健康自己申告書」は記入例を参考に自身で記入してください。

## 1. 「健康診断個人票」作成に係る留意点

- (1) 健康診断にかかる費用は自己負担です。医療機関によって費用が異なりますので、事前におおよその費用を確認することをお勧めします。  
健康診断を受診してから検査結果の受け取りまでに1週間以上の時間を要する場合がありますので、予約の際に日程をご確認ください。また、医療機関の混雑状況や再検査となる可能性も考慮し、早めに受診してください。
- (2) 「健康診断個人票作成についてのお願い」と「健康診断個人票（指定様式）」をご持参のうえ、医療機関を受診してください。
- (3) すべての検査項目を実施のうえ（ABO式およびRh式血液型検査含む）、記載漏れが無いか必ず確認してください。別途資料（献血カード等）の添付による検査項目の代替はできません。
- (4) 健康診断の結果、「再検査」や「要精密検査」の診断が出た場合は、その結果も併せて提出してください。（コピー可）
- (5) 既往症をお持ちで、医療機関から発行された最新の治療内容、検査データ等がある場合は、併せて提出してください。（コピー可）
- (6) 女性は月経中を避けて受診してください。
- (7) 2021年4月2日以降に学校等で健康診断を受診された場合、その結果を指定の書式に転記することも可能です。転記する場合は、受診した医療機関に依頼してください。不足する検査項目がある場合、「健康診断個人票」は健診年月日、実施医療機関ごとに分けて作成してください。
- (8) 自筆の「健康診断個人票」は無効です。必ず、医療機関に記載を依頼してください。また、医療機関名、医師の氏名のないものは受理できません。
- (9) 提出いただいた健康にかかる書類は返却しません。必ず提出前にコピーをとり、各自保管してください。
- (10) 海外で受診する場合は、「健康診断個人票」は、日本語又は英語での記入を医師に依頼してください。それ以外の言語で記入されたものは受理できません。「健康診断個人票（英文）」の書式が必要な場合は、下記4. 問合せ先までご連絡ください。

## 2. 「健康自己申告書」作成に係る留意点

- (1) 「健康自己申告書」には、現在治療中の疾患及び既往症を漏れなく正確に申告してください。虚偽の申告や未申告があった場合、内定取消、または、派遣期間の短縮や派遣中止となり、手当・旅費等を返還していただくことがあります。
- (2) 最上部の氏名欄は、全3ページすべてに記名をお願いします。
- (3) いずれもA4サイズの片面印刷とし、必ず原本を提出してください。
- (4) インクが消せるボールペン（フリクションボールペン等）は使用しないでください。

## 3. その他の注意事項

現地での健康管理、薬の管理は自己責任となりますので、海外渡航へ向けての準備を整えるようにお願いします。

なお、内定後、健康状態に変化があった場合は、速やかに下記4. 問合せ先まで連絡してください。派遣前に、事故や病気、怪我などの発生などにより、健康状態に変化があった場合は、健康上安全に派遣できるかどうかについて、再判定が必要になります。その結果、当基金が派遣先での生活や活動が困難と判断した場合は、内定が取り消しになることがあります。

## 4. 問合せ先

独立行政法人国際交流基金（JF）アジアセンター日本語事業第2チーム（募集選考担当）

[TEL] 03-5369-6055（電話問合せ時間：平日 9:30~18:00）

[E-Mail] nihongopartners@jpf.go.jp

以上